

令和8年3月13日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルII 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和8年3月7日付けの「損害賠償に関する契約書」（1/9付け送付）に係る
法律的な観点からの全面的な見直しについて」と題する文書に対し、株式会社F Jネク
スト及び三信住建株式会社を代理して、以下のとおり、ご回答申し上げます。

まず、上記文書第1項乃至第4項については応じることができません。ただし、第4
項については、近隣住民の皆様からの具体的な補修の要望があった場合には、個別事案
ごとに、適切な対応を検討させていただきます。

次に、上記文書第5項乃至第7項については、株式会社F Jネクスト及び三信住建株
式会社としては、その必要性があるものとは考えておりません。

第8項については、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、追加で家
屋調査を行った家屋につきましては、個別にご要望を頂かなかった為、損害賠償契約の
締結は必要がないと判断しております。

第9項に関しては、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、新たなご
提案を行う予定はございません。

以上、ご回答申し上げます。

草々